

新設又は変更のいずれかを消して下さい

あて先は、「小野市長」。

様式 B

小野市長 様

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

代表者以外の届出の場合には、届出者と代表届出者のそれぞれの氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載するとともに、代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付して下さい。

〔記載例〕

東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇機械工業株式会社
取締役社長 〇 〇 〇 〇
代理人
大阪府〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇機械工業株式会社
〇〇工場長 〇 〇 〇 〇 ㊟

用紙の大きさは A4

年 月 日

窓口に提出する
日を記載して下
さい。

担当者は実質的
な担当者の課名
氏名、電話番号
を記載して下さ
い。

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

（担当者）

電話（ ）-（ ） 番

今回の届出に該当する法律条項以外は線で消して下さい。

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		
3	特定工場の敷地面積	㎡	
4	特定工場の建築面積	㎡	
5	特定工場における生産施設の面積		別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置		別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置		別紙3のとおり
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用		別紙4のとおり
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日		造成工事等 施設の設置工事
※整理番号		※備考	
※受理年月日			
※審査結果			

工場で製造加工を行う全ての製品名を具体的に記載して下さい。又、日本標準産業分類4ケタ番号で説明して下さい。製品の変更を行う場合は欄を変更、変更後に区分し、それぞれ記載して下さい。

※印欄は記入しないで下さい。

特例団地に立地する以外は必要ありません。

小数点以下は切り捨て、1の位まで記載して下さい。又、変更の場合は、欄を左右に区分し、左欄には変更前の面積を記載し、右欄には増減面積ではなく、変更後の面積を記載して下さい。なお、当該面積の変更が生じない届出であっても同様に記載して下さい。

県名から番地まで及び工場名を記載して下さい。また、受理通知書を送付しますので郵便番号も併せて記載して下さい。ただし設置場所に受理通知書を送付するのが不適当な場合は、受理通知書の送付先の住所、郵便番号を届出欄にその旨記載して下さい。

埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては、施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
工事の開始とは次のような各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることです。
① 埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいずれか早いものを始めること。
② 造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めること。
③ 生産施設若しくは、生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めること。
④ 生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事開始は、用途変更により、新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造又は移動の作業を始めること。
⑤ 敷地面積の変更を行う日とは移転登記の日です。

〔 記載例 〕

1. 石油化学工場の場合

生産施設の名称	施設番号
エチレン製造装置	セー 1
分 解 炉	セー 1 - 1
急 速 冷 却 装 置	セー 1 - 2
圧 縮 機	セー 1 - 3
精 製 装 置	セー 1 - 4
配 管	セー 1 - 5
ポリエチレン装置	セー 2
圧 縮 機	セー 2 - 1
重 合 装 置	セー 2 - 2
分 置	セー 2 - 3
仕 上 装 置	セー 2 - 4
配 管	セー 2 - 5
- - - - -	- - - - -
- - - - -	- - - - -

生産施設の名称は、下記のような単位でその名称を記載して下さい。

- ① 高炉による一貫製鉄工場にあっては、製鉄施設（高炉）、製鋼施設（転炉）、熱間圧延施設、冷間圧延施設、製管施設等をそれぞれ一つの単位。
- ② ナフサから一貫して誘導品を製造する石油化学工場にあっては、エチレン製造装置、芳香族抽出装置、ポリエチレン製造装置等をそれぞれ一つの単位。
- ③ パルプ、紙製造工場にあっては、碎木施設、蒸解施設、薬品回収施設、抄紙施設等をそれぞれ一つの単位。
- ④ 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場等の場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。

施設番号は、セー 1 からは一連番号を記載して下さい。

ただし法第 8 条第 1 項の変更届の場合は、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がある時は、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がない時は届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載して下さい。

この場合、変更が生じない生産施設は記載する必要はありません。

2. セメント工場の場合

生産施設の名称	施設番号
原 料 粉 末 室	セー 1
スラリータンク	セー 2
粘土ドライヤー	セー 3
- - - - -	- - - - -
- - - - -	- - - - -

（用紙の大きさは A 4）

別紙 1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)	増減面積 (㎡)
生産施設の面積の合計		㎡	

面積は、生産施設の単位毎とその単位を構成する主要施設毎に記載し、変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には、同じ生産施設単位内の変更である場合（施設番号が変わらない場合）は、その生産施設の単位の変更前の面積を記載し、新たな単位の生産施設を設置する場合は「なし」と記載して下さい。そして、変更後の面積欄には増減面積ではなく、変更後の生産施設の単位的面積を記載して下さい。又、主要施設（枝番号施設）の面積の変更による場合も同様です。求積表は不要。

増減面積は、法第 8 条第 1 項及び附則第 3 条第 1 項の規定に基づく変更の届出の場合のみ記載して下さい。この場合、今回の変更が増設の場合は、増加面積を表わす正の数字を、面積の減少の場合（廃棄等）は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合（スクラップアンドビルド）は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載して下さい。

〔 記載例 〕

面 積 (㎡)		増減面積 (㎡)
変更前	変更後	
1,000	1,500	+ 500
なし	1,500	+ 1,500
1,000	500	△ 500
1,000	1,500	△ 500 + 1,000
3,000	5,000	△ 1,000 + 3,000

← 1. 1,000㎡の生産施設を500㎡増設する場合の例

← 2. 新たな単位の生産施設を1,500㎡増設する場合の例

← 3. 1,000㎡の生産施設を500㎡廃棄する場合の例

← 4. 500㎡スクラップするとともに、同一単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合の例

← 5. 計欄は増減それぞれで記入して下さい。

生産施設の面積の合計は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に、当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載して下さい。

又、第 8 条第 1 項に基づく変更届の場合も全生産施設の面積の合計を記載して下さい。

兼 生産施設面積率 (γ) 又は計算係数 (α) が異なる生産施設単位がある場合 (兼業) は、増減面積欄の右に備考欄を設け、生産施設単位ごとに、届出る製品名に対応する製品名を記載して下さい。
業 又、用役施設 (ボイラー等) については、供給先の生産施設番号を備考欄に記載して下さい。

緑地の名称は、緑地の種類と設置場所を区画毎に具体的に記入して下さい。
 緑地の種類とは、自然林、樹林地、低木地、芝生、芝樹林混植地等です。
 設置場所とは工場敷地の東側周辺部、事務所前、球型タンク横、用役エリア周り等です。

面積は区画毎に記載して下さい。なお、立地法に該当する緑地は10㎡を超える緑地となっていますので、10㎡では該当しませんから注意して下さい。また花壇の場合は、10㎡を超える面積を草花で被っておれば緑地に該当します。
 変更届においては、欄を変更前と変更後に区分し、記載の方法は生産施設の記入に準じて記載して下さい。

合計は、生産施設の面積の合計欄に準じて記載して下さい。

施設番号は、緑地については「リ-1」、緑地以外の環境施設については「カー1」とし、それぞれ1から始まる一連番号を記載して下さい。

(用紙の大きさはA4)

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

緑 地 の 名 称	施設番号	面 積 (㎡)
緑 地 面 積 の 合 計		㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積 (㎡)
緑 地 以 外 の 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計		㎡
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計		㎡

この名称は、池、噴水、野球場、テニスコート等、具対的に記載して下さい。又、灯籠、石組等はそれらが含まれる遊歩道公園等と記載して下さい。ただし、環境施設は区画がなければ該当しないケースがありますので注意して下さい。

2. 環境施設の配置

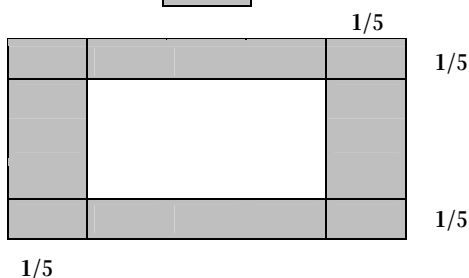
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	

上段に記載した施設の面積の合計を記載して下さい

この番号は、当該工場の敷地周辺部に配置する環境施設（緑地及び緑地以外の環境施設）の施設番号を記載して下さい。
 この場合の敷地周辺部とは敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分です。

この関係は、環境施設の配置と工場の周辺の地域の住宅、学校、病院等の施設の設置の状況、海、河川、山等の存在、その他の土地利用状況との関係を簡単に説明して下さい。

〔例 敷地周辺部 ( 部分) 〕



法第8条第1項の変更届の場合は、既に届出た施設で変更が生じておらないものについては、記載する必要はありません。